

# 「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 離婚した夫に連絡を絶たれました。養育費が払われず、困っています。

まもなく小学校に上がる娘のことでご相談です。  
5年前、30歳の時に結婚しました。3つ年下の夫はあまり真面目な人ではなく、親に付き合いを反対されていましたが、うっかり妊娠してしまい、年も年なので堕ろせず、入籍しました。結婚式も披露宴もしていません。夫はもともと私と結婚する気はなく、もっと遊びたかったので、まるで被害者のような感じでした。それでも子供ができたらかわいくなって変わってくれると期待していましたが、全くダメで、育児も家事もせず、夜は遅いし、お金もあまり入れてくれないのでけんかが絶えず、

私も我慢の限界を超えて2年前、離婚しました。慰謝料も財産分与もなし。ただ子供の養育費だけ月5万円もらう約束をし、紙にも書いてもらいました。夫の給料は手取り25万円だったのでもちろん払える額でした。  
ところが最初の3カ月滞りがちに支払われただけで、その後は催促をしても返信はなく、そのうち携帯も変えてしまつて連絡が取れなくなりました。会社

も変わったようです。養育費だけは約束通り払ってもらいたいというか、私は結婚を機に会社を辞め、今は非常勤なので生活が大変なのです。母親も病気で親には頼れず、夫からの支払いがないと困るのです。知人が言うには、公正証書を作ればよいとのこと。幸い別の知人が彼の住所は知っていて、今の勤め先も分かるそうです。

## A 家庭裁判所に調停を起こしましょう。なるべく早く行動に移すべきです。

それは大変なことですね。結論から言うと、連絡を絶たれた今になって、両者そろって公正役場に出頭することはできませんよね。作るなら離婚時にやっておくべきでした。

公正証書の何が良いかと言うと、まずは公正役場で公文書を作成するので、心理的に強制力が働くということ。最大の長所は、「債務を履行しない場合は、直ちに強制執行に服する」旨の、いわゆる執行認諾文言を入れることによって、確定判決と同様の効力を持つということです。今できるのは、養育費支払いの調停を家裁に起こすことです。管轄は相手方住所地の家裁です。家裁からの連絡を受けて相手が出頭してきたら、そこで話し合うこととなります。もし何度やっても出頭しなかったら、手続きは審判に移行するので、調停調書なり審判書なりによって、相手が支払うべき養育費の額が確定します。行動を起こすのは早い方がいいですよ。不履行分がたぶん100万円にはなるのでしょ

が、裁判所は原則、調停申し立て以降の支払いを認めるからです。ただ残念ながら、公正証書でも家裁の手続きでも、夫が養育費支払いを怠るケースは半分以上あると言われています。ことに再婚でもしたら、新生活で手一杯にもなるのでしょが、養育費は子供の権利なので、きっちり履行してもらうべきです。強制執行するには相手の預金口座なり勤務先会社なりを特定して、いろいろ手続きも要るので、弁護士の助けを借りないと難しいでしょう。給料を差し

押さえる場合は、翌月以降についてもおおむね手取り給料の2分の1を限度に（通常は4分の1）支払ってもらえる扱いです。給料を差し押さえられると会社に居つらいので、普通の人はそうなる前に任意に払うでしょう。ただし、それも給料があればこそ。会社を辞めるとまた執行先を探すことになるし、フリーターになつてしまえばそれもできず、泣き寝入りする女性も多いのです。うまくいけばいいですね。

